

令和3年5月11日（火曜日）



（発信者）
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

石川緊急事態宣言発出に伴う市町への要請に係る野々市市の対応

5月9日（日）発出の石川緊急事態宣言に伴い、県から市へ要請があった市施設等の時短等対応について、5月10日（月）に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、野々市市の対応を次のとおり決定いたしました。

記

①市施設の時短について

時短実施期間 5月12日（水）から5月31日（月）まで（20時で閉館とする）

②市施設の利用について

5月末までの期間について、日中を含めて新規の利用予約・貸館は受け付けしない

③時短実施期間後の施設利用について

6月以降の予約は受け付けるが、感染の拡大状況によっては利用の制限を行う

④主催イベント等について

市主催イベントについては、5月～6月中の開催分は原則中止または延期する

お問い合わせ先

野々市市新型コロナウイルス感染症対策本部（健康福祉部内）

TEL：076-227-6017